

京都市消費生活基本計画（第 2 次計画） 平成 2 5 年度重点課題に対する取組状況

重点課題 1 商品等の表示基準の見直しの検討

重点課題 2 事業者に対する指導等の強化

重点課題 3 高齢者等の消費者被害を未然に防止するための
見守りの仕組みづくり

重点課題 4 家庭における消費者力向上のための支援

重点課題 5 消費者教育推進体制の整備と推進計画の策定

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２５年度重点課題に対する取組状況

重点課題１	商品等の表示基準の見直しの検討
基本計画 推進施策	推進施策４ 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進
取組期間	平成２５年度～平成２７年度
趣 旨	食品表示法の施行に向けて、消費者が商品等を適切に選択できるよう、商品の表示等に関する検討を行い、必要に応じて、消費生活条例に基づく基準の見直しを行う。
目 標	食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討
基本的な 方向	○消費生活審議会における調査及び審議 ○食品表示法の施行に向けた消費生活条例に基づく基準の見直しの検討
取組状況	平成２５年度に国の食品表示基準が示されていないため、具体的な消費生活条例に基づく基準の見直しの検討等には至っていない。
取組の検証	—
今後の取組	平成２６年度も引き続き国の動向を注視しつつ、基準が示された際には適切に対応していく。

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。
(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定
消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
効果的・効率的な法執行

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

- 基本理念（3条）
- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準（4条）

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守（5条）

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等（6条・7条）

- 内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類）
～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等（8条～10条）

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等（11条・12条）

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき
～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(通格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任（15条）

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任（政令）

罰則（17条～23条）

- 食品表示基準違反（安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反）、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

（参考）表示基準（府令レベル）の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施（法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。）

【今後の検討課題】

- 中食・外食（アレルギー表示）、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールとの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
～上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

(参考) 現行の食品表示に関する法律

(現行法令に基づく表示例)

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんばく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g
保 存 方 法	賞味期限 この面の右部に記載 直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

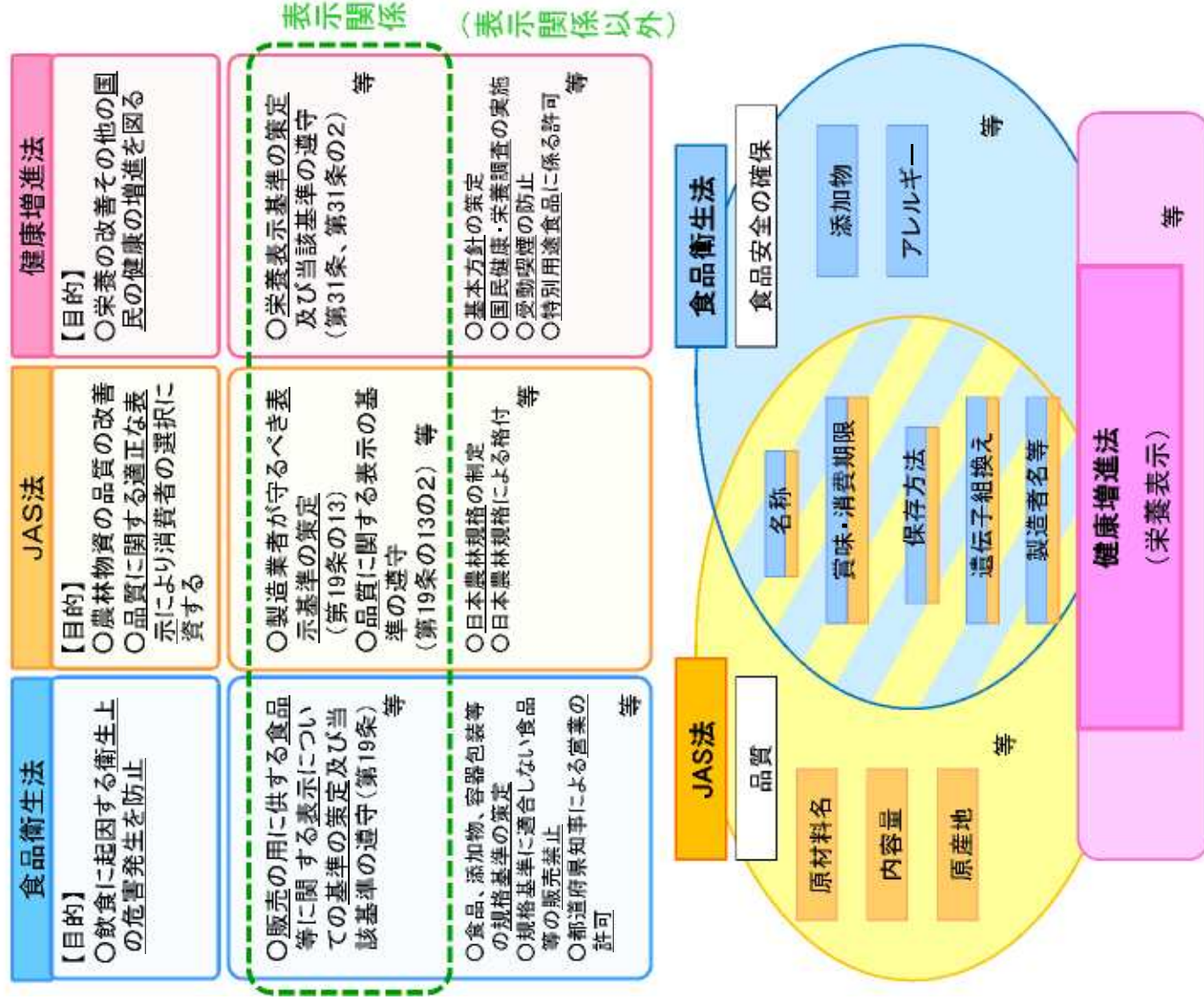
※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり		(当社分析値)
エネルギー	483 kcal	炭水化物 37.6 g
たんぱく質	3.8 g	ナトリウム 330 mg
脂 質	35.3 g	食塩相当量 0.8 g

●表示は概算※



- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項



○京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づく商品等表示基準

昭和56年1月8日

告示第206号

京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づく商品等表示基準

京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づき、包装食品の品質表示基準を次のとおり定める。

1 適用範囲

この基準は、別表に掲げる食品で、容器包装に入れられたもの(以下「包装食品」という。)に適用する。

2 表示事項

事業者が包装食品を供給するに当たって表示すべき事項は、別表に掲げる食品の区分に応じ、同表表示事項欄に掲げるとおりとする。

3 表示方法

表示の方法は、別表表示方法欄に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 食品の容器又は包装の見やすい箇所に印刷し、押印し、又はラベルをはり付ける等の方法によること。
- (2) 表示に用いる文字は、日本工業規格8ポイントの活字以上の大きさで、地色と対象的な色とすること。

4 実施時期

この基準は、昭和56年6月1日から実施する。ただし、農産物つけ物及び油で揚げた菓子に関する部分は、昭和56年9月1日から実施する。

附 則(平成8年12月26日告示第311号)

改正 平成9年5月22日告示第115号

(実施日)

- 1 改正後の基準は、平成8年12月26日(以下「実施日」という。)から実施する。

(経過措置)

- 2 充てん豆腐以外の豆腐、豆腐加工品及び生めん類のうち、実施日から平成11年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものについては、別表に定める事項のほか、次のいずれかに準じて製造年月日を表示しなければならない。

- (1) 製造年月日 平成8年〇月〇日
- (2) 8.〇.〇製造
- (3) 1996.〇.〇製造

- 3 改正後の基準及び前項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される包装食品の品質表示については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成9年5月22日告示第115号) 抄
(実施日)

- 1 改正後の基準は、平成9年6月1日から実施する。

附 則(平成13年12月27日告示第361号)
(実施日)

- 1 改正後の基準は、平成14年1月1日(以下「実施日」という。)から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の基準にかかわらず、実施日までに製造され、加工され、又は輸入される包装食品の品質表示については、従前の例によることができる。

附 則(平成17年9月30日告示第326号)
改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

別表

食品名	表示事項	表示方法
1 プレミックス類(ホットケーキミックス、天ぷら粉その他これらに類する調整粉をいう。)	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法、調理方法等を表示すること。
2 生めん類	1 なま、ゆで、むし等の別	1 なま、ゆで、むし等の別は、「なま(生)」、「ゆで」、「むし(茹)」又は「油揚げ」の名称で表示すること。 ただし、なま、ゆで、むし等の表示が商品名又は品名に表示されているもの及びきょうごの皮類にあつては、表示を省略することができる。
3 つくだ煮類及び煮豆	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
4 焼肉のたれ類	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後なるべく早く食べる必要がある旨を表示すること。
5 ふりかけ類	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法を表示すること。
6 緑茶	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。

7 インスタントコーヒー	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
8 カレー・ルウ	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
9 調理冷凍食品(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8第2項の規定に基づき品質表示基準が定められているものを除く。)	1 原材料配合割合 2 使用上の注意	1 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあつては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。 2 使用上の注意は、解凍方法、調理方法等を表示すること。

○京都市消費生活条例第15条第1項の規定に基づく単位価格表示基準

昭和52年11月10日

告示第122号

京都市消費生活条例第15条第1項の規定に基づく単位価格表示基準

京都市消費生活条例第15条第1項に規定する単位価格表示基準を次のように定め、昭和53年1月10日から実施する。

1 品目等の指定

(1) 品目の指定

単位価格(商品ごとの質量、体積、長さ等の基準量当たりの価格をいう。)を表示すべき品目は、別表に掲げるものとする。ただし、銘柄、品種及び品質の異なる商品の詰合せ品は、対象としない。

(2) 基準量及び単位

単位価格の表示に用いる基準量及び単位は、別表に掲げるとおりとする。ただし、製造業者又は輸入業者が計量法に規定されている計量単位又は商慣習上の計量単位を用いている場合は、その単位で表示することができる。

2 表示方法の指定

(1) 表示の方法

単位価格を表示する方法は、次に掲げる方法の1又は2以上の組合せによるものとする。

- ア 商品の包装にラベルをちょう付するなど直接に表示する方法
- イ 商品の近くに下げ札又は置き札で表示する方法
- ウ 商品の陳列だなにラベルをちょう付又は差込み表示する方法
- エ 同種商品をまとめて一覧表にし表示する方法

(2) 表示事項

前項に規定する表示方法により表示する事項は、次のとおりとする。

ア 面前計量販売の場合

商品名、基準量及び単位、単位価格

イ その他の場合

商品名、基準量及び単位、単位価格、内容量、販売価格

(3) 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該商品の内容量で除して得た値の有効数字3けた(4けた目を四捨五入)に、別表の基準量を乗じて算出するものとする。

3 事業者の指定

単位価格の表示を行うべき事業者は、次のとおりとする。

- (1) セルフサービス方式による店舗の面積が100平方メートル以上の店舗で小売業を営む者

- (2) 店舗面積が3,000平方メートル以上の店舗において小売業を営む者。ただし、当該店舗における出店契約者で店舗の契約面積が100平方メートル未満のものを除く。
- (3) 消費生活協同組合法に基づく組合
- (4) 農業協同組合法に基づく組合及びその連合会

附 則(平成17年9月30日告示第325号)
改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

別表

1 加工食品

品目名	基準量	単位
1 ジャム	100	グラム
2 チーズ	100	グラム
3 ペーコシ	100	グラム
4 ハム	100	グラム
5ソーセージ	100	グラム
6 たらこ	10	グラム
7 食用油	100	グラム
8 しょうゆ	100	ミリリットル
9 ソース	100	ミリリットル
10 マヨネーズ	100	グラム
11 ケチャップ	100	グラム
12 食酢	100	ミリリットル
13 化学調味料	10	グラム
14 風味調味料	10	グラム
15 砂糖	100	グラム
16 緑茶	10	グラム
17 紅茶	10	グラム
18 インスタントコーヒー	10	グラム
19 ココア	10	グラム
20 インスタント粉末クリーム類	10	グラム
21 果実飲料	100	ミリリットル
22 清涼飲料	100	ミリリットル
23 即席カレールー	10	グラム

2 生鮮食品

品目名	基準量	単位
1 ばれいしょ	100	グラム
2 にんじん	100	グラム
3 たまねぎ	100	グラム
4 パナサ	100	グラム
5 精肉	100	グラム

3 口用品

品目名	基準量	単位
1 合成洗剤	(粉末)	100 グラム
	(液体)	10 ミリリットル
2 粉末石けん	100	グラム
3 トイレットペーパー	10	メートル
4 ティッシュペーパー	10	枚
5 ちり紙	10	枚
6 シャンプー	10	ミリリットル
7 ヘアリンズ	10	ミリリットル
8 歯みがき	10	グラム

○ 京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準

昭和59年10月4日

告示第166号

京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準

京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づき、包装基準を次のとおり定める。

1 適用範囲

この基準は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装(消費者が直接手にしたときの包装をいい、容器を用いる包装を含む。以下同じ。)に適用する。

2 適正な包装の基準

事業者が守るべき適正な包装の基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要以上の過大な包装(以下「過大包装」という。)でないこと。
- (2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装であること。
- (3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること。
- (4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装であること。

3 過大包装

- (1) 2(1)の過大包装とは、次のいずれかに該当する包装とする。ただし、商品群の特性等により次のいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ア 空間容積(包装容積から内容品体積を控除した容積をいう。)が包装容積の20パーセント以上であるもの

イ 包装経費(商品の販売価格から内容品の販売価格を控除した額をいう。)が内容品の販売価格の15パーセント以上であるもの

ウ 「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」、「十二単衣」等の方法により内容品を実質以上に見せかけているもの

エ 二次使用機能(内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後の使用機能をいう。)を偽装したもの

オ 商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの

- (2) (1)アの包装容積及び内容品体積の算出方法は、別表第1のとおりとする。
- (3) (1)ウの「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」及び「十二単衣」の意義は、別表第2のとおりとする。

4 実施時期

この基準は、昭和60年3月1日から実施する。

附 則(平成17年9月30日告示第327号)

改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

別表第1

区分	算出方法
包装容積	1 直方体の包装については、その実質の容積を算出する。 2 外箱及び内箱から成る直方体の包装については、内箱の縦及び横の長さ並びに高さを測定して容積を算出する。ただし、内箱の高さを超えて内容品が収納されているときは、その収納された状態において最も高い内容品の部分の高さを内箱の高さとみなして算出する。 3 1及び2により難い包装については、その形状等を考慮して容積を算出する。
内容品体積	1 直方体の内容品については、その実質の体積を算出する。 2 円すい形、円筒形等の内容品については、当該内容品を収納することができる最小の直方体の体積を当該内容品の体積とみなして算出する。 3 1及び2により難い内容品については、その形状等を考慮して体積を算出する。

別表第2

区分	意義
あげぞこ	外見から容易に判明しないような方法で包装の底を上げ、又は底を上げるのと同様のことをすること。
がくぶち	包装に顔縁状の広い幅の縁取りをすること。
めがね	包装に切り抜きをして、中が見える部分にのみ内容品を入れること。
あんこ	包装の底又は個々の内容品の間に紙片、木毛セロハン等を詰めること。
えんとつ	包装の中に空洞を作ること。
十丁重衣	幾重にも包装を重ねること。

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２５年度重点課題に対する取組状況

重点課題２	事業者に対する指導等の強化
基本計画 推進施策	推進施策１１ 事業者に対する指導等の強化 推進施策１２ 適正な取引行為の徹底
取組期間	平成２５年度～平成２６年度
趣 旨	事業者に対し、消費者被害の防止に向けた不適正な取引行為に対する指導を強化し、適正な取引行為について徹底する。
目 標	悪質商法による消費者被害の防止に向けた不適正な取引行為を行う事業者に対する指導の強化
基本的な 方向	○不適正な取引行為に対する事業者指導 ○適正な取引行為の徹底
取組状況 (詳細別紙)	1 不適正な取引行為に対する事業者指導 2 法令上の権限を有する関係機関との連携強化 3 特定事案についての１１０番の設置 4 事業者に対する出前講座の実施
取組の検証	相談事例の急増した健康食品等の送りつけ商法について、京都府及び京都府警察と連携した電話集中相談を実施し、消費者被害の掘り起こし等に努めた。 また、事業者に対し、消費者関連法令の遵守等の啓発を行うことにより、不適正な取引行為を未然に防ぐことを目的として出前講座を実施するなど、目標として掲げた取組を一定行うことができた。
今後の取組	平成２６年度も引き続き重点課題として取組を進めていく。

1 不適正な取引行為に対する事業者指導

京都市消費生活条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者に対し、指導のうえ是正を求め、改善が見られない場合は勧告及び公表する。

【平成25年度の取組】

- ・指導、勧告、公表件数 0件(平成24年度 0件)
- ・その他(口頭による指導) 1件(住宅リフォーム業者)(平成24年度 9件)

2 法令上の権限を有する関係機関との連携強化

- 悪質な勧誘や誇大広告等、法令違反の疑いのある案件については、京都府、京都府警察、京都弁護士会その他の関係機関との連携の下、早期対応による被害の拡大防止を図る。
- 法令違反の取引行為を行う事業者に対して、法令上の措置が迅速に適用されるよう、関係法令上の権限を有する関係機関との連携を密にする。特に刑事処分の可能性がある案件については、事件の早期解決及び被害拡大防止を図るため、警察に口座凍結を依頼する(平成25年度:24口座)など、素早い連携により積極的な対応を行う。
- 2箇月ごとに、京都府、京都府警察、京都市による「京都府・京都市情報交換会」を開催し、情報共有を図っている。

3 特定事案についての110番の設置

相談が急増し、重大な被害拡大の恐れがある事案について、特定事案についての110番を設置し、消費者被害の掘り起こし及び被害拡大防止のため注意喚起を図るとともに、事業者への警告を行う。

【平成25年度の取組】

～ 頼んでいない健康食品等の商品が
送りつけられたことはありませんか？ ～

健康食品等の送りつけ商法 110番

～ 頼んでいない健康食品等の商品が
送りつけられたことはありませんか？ ～

◆ 期間 平成25年8月3日(土)・4日(日)
◆ 時間 午前10時～午後4時
◆ 電話 075-256-0800
◆ 主催 京都府・京都市・京都府警察本部

注文していない健康食品等を代金引換で高齢者宅に一方的に送りつける、送りつけ商法に関するトラブルの御相談が急増しています。このため、京都府、京都市、京都府警察が連携して、休日に電話による集中相談を実施します。一人で悩まず、すぐ御相談ください。お待ちしております。

お問い合わせ先
京都府消費生活安全センター 075-671-0030
京都市消費生活総合センター 075-256-1110
京都府警察本部生活総務課 075-451-9111(内3367)

申し込んでいないのに「商品を送る」と強引に電話を掛け、受取を拒否しても執拗に勧誘し、商品を送りつけて代金を請求するといった健康食品等の販売に係る相談が急増したため、京都府及び京都府警察と連携して、電話による集中相談「健康食品等送りつけ商法110番」を実施しました。

○実施日時 平成25年8月3日(土)、4日(日)
午前10時から午後4時まで

○相談件数 14件



前日の8月2日には、地下鉄烏丸駅構内で京都府、京都府警察とともにポケットティッシュに左記のチラシを挟み込んでお配りする啓発を行いました。

4 事業者に対する出前講座の実施

本市で営業を行う小規模事業者等を対象に弁護士による出前講座を実施する。

【平成25年度の取組】



消費者保護の視点から、消費者関連法令の遵守や事業者としての社会責任に関する啓発を行い、不適正な取引行為を未然に防ぐことを目的に、希望する事業者には、京都弁護士会に所属する弁護士を派遣した。

○実施件数及び参加者数

5件 102名(平成26年1月から実施)

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２５年度重点課題に対する取組状況

重点課題３	高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守りの仕組みづくり
基本計画 推進施策	推進施策１６ 身近な支援の仕組みづくり 推進施策２３ 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
取組期間	平成２３年度～平成２５年度
趣 旨	本市では、高齢者等を見守る様々な事業を複数の部局において実施している。また、一方で、大学、商店街、福祉関係機関等との連携の下に取組を進めている地域もあり、こうした庁内関係課及び市民ボランティアとの連携による見守りの仕組みづくりが必要である。
目 標	高齢者等への消費者被害情報等の迅速な伝達・発信の仕組みづくり
基本的な 方向	○市民ボランティアの育成及び登録の促進 ○庁内関係課の連携強化 ○情報を必要としている人に確実に届けるための情報発信の拡大
取組状況 (詳細別紙)	1 暮らしのみほりたい事業 2 高齢者のための落語で学ぶ消費者問題 3 消費生活専門相談員による出前講座 4 関係機関との連携による高齢者等の消費者被害防止のための取組 <平成２５年度に「実施予定事業」として掲げていた事業> 1 暮らしのみほりたい事業（文化市民局消費生活総合センター） 2 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業（保健福祉局長寿福祉課） 3 認知症あんしんサポーター、認知症あんしんサポートリーダーの養成（保健福祉局長寿福祉課） 4 老人福祉員制度（保健福祉局長寿福祉課） 5 地域包括支援センター業務（保健福祉局長寿福祉課） 6 認知症高齢者等権利擁護推進事業（保健福祉局長寿福祉課） 7 民生委員・児童委員による相談援助活動（保健福祉局地域福祉課） 8 日常生活自立支援事業（保健福祉局地域福祉課） 9 「高齢者にやさしい店」事業（左京区役所支援課） 10 消費生活行政推進会議（庁内会議）（文化市民局消費生活総合センター）
取組の検証	平成２５年度に「実施予定事業」として掲げていた事業については、日々の活動における着実な進ちょくが見られ、重点課題の改善に果たしている役割は大きい。 一方で、以前から継続的に実施している事業が多いため、取組の検証を行うにあたっては、重点課題に掲げる前と比較してその具体的な効果を測りにくいところがあった。今後の事業選定にあたっては、この点にも配慮する必要があると考える。 なお、暮らしのみほりたいの登録者は微増にとどまっており、登録拡大に関する働き掛けと登録者に対する情報提供の在り方などを見直す必要がある。
今後の取組	高齢者の被害防止に関する取組は、依然として重要であるため、内容を改めて、平成２６年度も引き続き重点課題として掲げる。 また、重点課題に係る実施予定事業については、その取組内容又は成果が測りやすいものを選定する。

1 「くらしのみはりたい」事業

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による高齢者の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集する。

京都市 くらしのみはりたい



悪質商法でお困りのときは！
ご相談ください！

消費生活総合センター 消費生活相談
電話：256-0800

〇くらしのみはりたい

「くらしのみはりたい」ステッカーを配布し、電子メールアドレス登録者には、「京・くらしの安心安全情報」等の最新の消費生活情報の提供を行いました。

・登録者数：2,822名(平成24年度 2,803名)

「くらしのみはりたい」ステッカー

2 高齢者のための「落語で学ぶ消費者問題」の開催

地域から孤立しがちで情報弱者となりやすい高齢者やその家族、近隣者等に対し、悪質商法などの消費者トラブルについて、話題として分かりやすく伝えることにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、消費者問題への関心を高め、広げていただくことを目的として、落語を採り入れた消費者啓発事業を実施する。



平成25年度は、笑福亭松枝師匠による、悪質商法の手口やその対策などをテーマにした落語講演と、本市消費生活相談員も参加して会場の皆さんとクイズで一緒に考える「消費者問題ミニ講座」を行いました。

○実施日、場所

- ・3月 6日 右京区役所 ・3月 8日 北文化会館
- ・3月12日 右京区役所

参加者205名(平成24年度 148名)



3 消費生活専門相談員による出前講座

悪質商法の手口と対策を本市消費生活専門相談員が分かりやすくお話しする出前講座を、高齢者の見守りを行っている関係者等にあらゆる機会を捉えてPRし、積極的な利用を促すことにより、高齢者被害の未然防止に努める。



出前講座の様子



京(みやこ)くらしのサポーターによる寸劇

【平成25年度実施件数及び参加者数】

65件 2,744名 (平成24年度 50件 2,245名) うち「京(みやこ)・くらしのサポーター」の派遣を伴うもの7件
(主な派遣先…地域包括支援センター15件, 社会福祉協議会9件, 地域の自治会・自主的な団体18件など)

4 関係機関との連携による高齢者等の 消費者被害防止のための取組

【平成25年度の取組】

(1) 名簿販売業者から押収した名簿に記載されている高齢者への注意喚起

平成26年3月に、京都府警察及び京都府と連携し、京都府警察が名簿販売業者から押収した名簿に記載されている高齢者に対して、悪質商法等の被害に遭わないよう注意喚起するチラシを9,512通(うち京都市内4,829通)送付した。

(2) 健康食品等送りつけ商法110番(重点課題2 事業者に対する指導等の強化でも記載)

申し込んでいないのに「商品を送る」と強引に電話を掛け、受取を拒否しても執拗に勧誘し、商品を送りつけて代金を請求するといった健康食品等の販売に係る相談が急増したため、京都府及び京都府警察と連携して、電話による集中相談「健康食品等送りつけ商法110番」を実施した(相談件数14件)。

(3) 地域包括支援センターとの連携

高齢者の被害防止の啓発に役立てるため、京都市内の全地域包括支援センター(市内61箇所)に対して、同センターの職員の方が高齢者宅を訪問する際にお渡しいただけるよう、悪質商法等に関する啓発物品(啓発うちわ、啓発ノート)を配布した。

重点課題3 高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守りの仕組みづくり

事業名	事業概要	25年度の実績・取組状況	担当局(区)・室・課
くらしのみはりたい事業 ＜再掲＞	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集	「くらしのみはりたい」ステッカーを配布し、電子メールアドレス登録者には、「京・くらしの安心安全情報」等の最新の消費生活情報の提供を行った。 ・登録者数 2,822名(平成24年度 2,803名)	文化市民局 消費生活総合センター
一人暮らしお年寄り見守り サポーター事業	暮らしや仕事の場で、一人暮らしのお年寄り等への目配りを行い、サポートが必要な場合に地域包括支援センターへ連絡、相談する「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集	一人暮らしお年寄り見守りサポーターの募集を継続し、登録者数の増加促進を行った。 また、地域包括支援センターがサポーター向けの学習会を開催した。 ・登録者数 13,551名	保健福祉局 長寿福祉課
認知症あんしんサポーター、認知症あんしんサポーターリーダーの養成	地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症あんしんサポーター養成講座を開催するとともに、その講師となる認知症あんしんサポーターリーダーを養成	・認知症サポーター養成者数 7,399人 ※延べ50,501人 ・認知症あんしんサポーターリーダー養成者数 139人 ※延べ2,149人 ・認知症あんしんサポーターアドバンス講座(認知症あんしんサポーターのフォローアップ) 受講者 50人 登録者数 38人 ※延べ169人 ・認知症あんしんアドバンスサポーターフォローアップ講座 受講者 19人	保健福祉局 長寿福祉課
老人福祉員制度	市長から委嘱され、主に一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守る。	一人暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動を支援するため、8月に研修会を実施した。	保健福祉局 長寿福祉課
地域包括支援センター業務	福祉の専門職や看護師等の資格を有する相談員が相談に応じるとともに、各種サービスの紹介や利用申請手続きを含む関係機関との連絡調整等、高齢者の総合的に支援	福祉の専門職により、高齢者やその家族、近隣に暮らす方からの相談に応じるとともに、市内在住の65歳以上の単身世帯高齢者を対象に訪問活動を行い、支援が必要な方を把握し、適切な支援に繋げた。	保健福祉局 長寿福祉課
認知症高齢者等権利擁護 推進事業	認知症高齢者等が成年後見制度を利用するに当たって、身寄りがいないなど審判申立てを行う親族がいない場合に、市長による申立てを実施 平成24年度からは、これまで市長申立てに限って助成していた申立費用及び後見人報酬について、市長申立て以外で実費負担が経済的に困難な方に対しても助成することにより、制度利用を促進	・成年後見市長申立件数 118件 うち、高齢者97件、知的障害者13件、精神障害者8件 ・申立費用支給件数 うち、高齢者5件(29,870円) 障害者6件(34,370円) ・後見人報酬支給件数 うち、高齢者：市長申立56件(14,599,975円) 市長申立以外59件(13,418,170円) 障害者：市長申立13件(3,666,453円) 市長申立以外19件(3,262,630円)	保健福祉局 長寿福祉課
民生委員・児童委員による 相談援助活動	厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において、関係機関・団体やボランティアと協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行う。	・民生委員の各担当地域において、高齢者、障害のある方、児童をはじめ、地域の福祉にまつわる相談・支援を実施している。 ・相談・支援件数(平成24年度実績、平成25年度は集計中) 高齢者に関すること：30,077件(平成23年度30,149件) 障害のある方に関すること：3,206件(平成23年度3,254件) 子どもに関すること：15,828件(平成23年度16,264件) その他：12,010件(平成23年度14,225件) ・とりわけ高齢者に関しては、老人福祉員と連携し、各地域において、高齢者を見守る取組を実施している。	保健福祉局 地域福祉課
日常生活自立支援事業	京都市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等、判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等を援助する制度として、同事業を実施	市内11区の区社会福祉協議会に配置されている21名の専門員が本事業の利用調整にあたり、323名(3月末時点)の生活支援員が支援計画に基づき、利用者宅等を定期的に訪問して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳・印鑑の保管や郵便物の管理等を行い、支援している。 新規契約者数 199件(平成24年度 158件) 利用者数 608名(平成24年度 530名)	保健福祉局 地域福祉課

事業名	事業概要	25年度の取組状況・実績	担当局 (区)・ 室・課
「高齢者にやさしい店」事業 ～認知症の人も安心して暮らせるまちづくり～	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、左京区内の商店・金融機関等を対象に、認知症サポーター養成講座を受講のうえ、「高齢者にやさしい店」としての登録及びステッカー等の掲示をしてもらうことで、認知症等の高齢者が安心して買い物ができる高齢者にやさしい店づくりを推進	・登録店舗の増加(53店舗、計208店舗) ・登録店舗に対するスキルアップ講座等開催(認知症あんしんサポーター養成講座(7/31・2/12・11/11、75人)、高齢者にやさしい店フォローアップ講座(9/13、148人) ・地域包括支援センターとの連携・情報提供(随時) ・徘徊模擬訓練への協力 ・京都市自治記念式典における未来のまちづくり推進表彰(11店舗) ・広報強化(左京区役所ホームページ掲載、左京区民ふれあいまつりでPR、ポスター掲示、区役所で登録店舗の写真掲示、「左京区地域ケアマップ」冊子の掲載、リーフレット等配付、市民しんぶん全市版認知症かかりつけ医リスト広報)	左京区役所 支援課
消費生活行政推進会議 (庁内会議)	消費生活基本計画に掲げる施策について、相互に連携し、調整を行うことにより、総合的かつ効果的な推進を図るとともに、計画の実効性を確保することを目的として設置(9局区21課で構成)	○7月18日(9局区19課参加) 消費生活基本計画の平成25年度実施計画の策定及び平成24年度推進状況の確認に当たり、関係課に出席を求め、協議した。 ○3月12日(9局区17課参加) 消費者教育推進法の概要等及び消費者教育推進専門委員会の設置について、関係課に出席を求め、協議した。	文化市民局 消費生活総合センター

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２５年度重点課題に対する取組状況

重点課題４	家庭における消費者力向上のための支援
基本計画 推進施策	推進施策１９ 様々な媒体を用いた情報の発信 推進施策２３ 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
取組期間	平成２３年度～平成２５年度
趣 旨	東日本大震災によって、生活物資の買いだめ等、消費生活に関わる様々な課題が浮き彫りとなり、消費者としての在り方が問われる中、家庭において、日常の消費生活に必要な基礎的な生活力を習得し、親から子への伝播が図れるよう、家庭の教育力向上のための支援を行っていく。
目 標	子育て世代の消費者力向上と次世代への継承の促進
基本的な 方向	○消費者力の向上を支援する教育教材の整備 ○家庭に向けた情報発信の強化
取組状況 (詳細別紙)	- 消費生活学習すごろくのインターネット配信（文化市民局消費生活総合センター） - 消費生活冊子「いっせいのおで」の配布（文化市民局消費生活総合センター） - こどもエコライフチャレンジ推進事業（環境政策局地球温暖化対策室） - 総合環境情報誌の作成（環境政策局ごみ減量推進課） 「親子で朝ごはんＢＯＯＫ」の配布（保健福祉局保健医療課） 「子どもの事故防止実践マニュアル」及び 「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布（保健福祉局保健医療課） - DVD「京の旬野菜」の貸出し（産業観光局農政企画課）
取組の検証	消費生活学習すごろくについては、PTAしんぶんや啓発グッズなどにより積極的に広報したことにより、インターネットアクセス数が大幅に増加するなど、一定の成果は見られた。 その他の事業については、日々の活動における進ちょくが見られるものもあるが、重点課題３と同様、その具体的な効果を測りにくいところがあった。
今後の取組	消費者教育推進計画の策定に当たり、家庭における消費者教育の在り方も踏まえながら検討を進めていく。

重点課題4 家庭における消費者力向上のための支援

事業名	事業概要	25年度の実績状況・実績	担当局(区)・室・課
消費生活学習すごろくのインターネット配信	消費者教育の一環として、消費生活に関する様々な問題について、小・中学生とその家族が楽しみながら学ぶことができる学習すごろくを制作し、インターネットで配信	平成24年3月26日から消費生活総合センターホームページで配信を開始した。 ＜実績＞全アクセス件数2,875件 (平成24年度 1,259件)	文化市民局 消費生活総合センター
消費生活冊子「いっせいのおで」の配布	東日本大震災によりもたらされた、伝統的な暮らしの美学や知恵、自然との共生等を大切にする消費生活への新たな気づきを踏まえ、京都から生活スタイルの変革モデルを発信する契機となるよう、自立した消費者の育成を目的とした啓発誌を作成し、区役所等において配布	希望者に各区、支所で配布するとともに、出前講座や当センターで実施する学習会等で配布した。	文化市民局 消費生活総合センター
こどもエコライフチャレンジ推進事業	全市立小学校の児童が「子ども版環境家計簿」を使って、夏休み又は冬休み期間中に、各家庭で省エネ・省資源の取組を進めることにより、児童自ら家庭でのライフスタイルの見直し及びエコライフの実践・継続を図る。	全市立小学校168校で実施	環境政策局 地球温暖化対策室
総合環境情報誌の作成	ごみの発生抑制、再使用を促進するため、減量・リサイクルに関する冊子、チラシ等を作成し、周知・啓発	生ごみ・紙ごみの減量の取組方法や家庭ごみ有料指定袋制について、「京都ごみ減量・分別ハンドブック」保存版(平成23年3月発行)の内容等を更新し、平成26年3月15日号の市民しんぶん(区版)へ折込み、配布した。	環境政策局 ごみ減量推進課
「親子で朝ごはんBOOK」の配布	親子で朝食作りを楽しめる簡単レシピ、バランスよく食べるコツ等を紹介した冊子を保健センター等で配布	3歳3ヶ月児健康診査受診者全員、食育セミナー等保健センター事業参加者、保健センター窓口にて配布。 作成部数: 12,700部 (平成24年度: 15,300部)	保健福祉局 保健医療課
「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布	子どもの事故発生原因とその防止策や事故が起こった場合の適切な応急手当の方法等を掲載したマニュアルを新生児が生まれた全ての家庭に送付するほか、子どもの事故防止をはじめとして、子どもの健やかな成長を支援する施設「京(みやこ)あんしんこども館」の見学者に配布	新生児が生まれた全ての家庭に対し、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を送付した。(出産お祝いレターお届け事業(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)に同封) また、「京(みやこ)あんしんこども館」の見学者に配布した。 送付部数: 11,274部 (平成24年度 11,176部)	保健福祉局 保健医療課
DVD「京の旬野菜」の貸出し	旬の時期に出荷される「京の旬野菜」の魅力、栽培や収穫の風景、おいしい食べ方などを収録したDVDを貸出し	貸出件数 4件	産業観光局 農政企画課

京都市消費生活基本計画（第２次計画）平成２５年度重点課題に対する取組状況

重点課題５	消費者教育推進体制の整備と推進計画の策定
基本計画 推進施策	推進施策１７ 児童、生徒等への消費者教育の推進 推進施策１８ 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	平成２５年度～平成２６年度
趣 旨	平成２４年１２月に施行された消費者教育推進法に基づく国の基本方針及び京都府において組織又は策定される消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進計画、さらには、他都市の動向も踏まえ、関係機関などとも連携を図り、必要な体制の整備や推進計画を策定する。
目 標	消費者教育を総合的かつ一体的に推進する体制を構築し、計画を策定する。
基本的な 方向	○消費者教育推進地域協議会の設置 ○消費者教育推進計画の策定
取組状況 (詳細別紙)	１ 消費者教育推進地域協議会の組織及び設置の在り方検討 ２ コンシューマーフェスティバルの開催 ３ 年長児（幼稚園児・保育園児）向け消費者教育教材の開発・作成 ４ 京都市ＰＴＡしんぶんへの広告掲載
取組の検証	平成２６年３月に消費生活審議会を「消費者教育推進地域協議会」と位置付け、具体的に消費者教育について議論する場として新たに「消費者教育推進部会」を設置することができた。 また、消費者教育推進法の主旨に沿って取り組むとした事業についても、着実に実施することができた。
今後の取組	平成２６年度中に、本審議会や消費者教育推進部会からも御意見をいただきながら、消費者教育基本計画を策定する。

2 コンシューマーフェスティバルの開催

消費者団体、本市関係部局、その他関係機関・団体との協働により、各年齢階層に応じた消費者啓発ブース等を設けた消費者啓発イベントを開催する。

【平成25年度の取組】



ほかほか“Special”ラジオ公開生放送
での京都市・京都府センターの取組紹介



各団体の消費者啓発ブース(手前は消費
生活総合センターのブース)

開催日時:平成25年11月9日(土)

10日(日)

午前10時30分～午後5時

(パネル展示は午前10時～)

開催場所:イオンモールKYOTO

Sakura館1階

センターコート

実施内容:①ステージ企画(公開ラジオなど)

②ブース展示

③パネル展示

参加者数:2,510名(総数)

3 年長児(幼稚園児・保育園児)向け 消費者教育教材の開発・作成

幼児期に対する金融教育等の取組の一環として、幼稚園及び保育園(所)で継続的に活用してもらうことを目的とした年長児対象の教材を作成する。

【平成25年度の取組】



○大型絵本「おかいものにいこう!」

保育園(所)・幼稚園で、先生方が子どもたちに読み聞かせていただく絵本として作成。

主人公の「にゃんた君」が両親とともに買い物に出かける1日を描き、ストーリーに沿って進めていながら、消費者力を身につけていこうとするもの。

○家庭用ワークブック・がんばりシート

消費者力について、家庭においても実践していただけるよう、絵本で出てきたチャレンジ項目を抜粋した家庭向けの教材。

・作成冊数: 450冊

・配布先: 市内全幼稚園及び保育園(所)

・配布時期: 平成26年6月

4 京都市PTAしんぶんへの広告掲載

市立の幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校の生徒に配布されるPTAしんぶんセンター窓口周知、出前講座の案内等の広告を掲載する。
(発行部数:108,800部、年4回発行)

【平成25年度の取組】

○掲載月と掲載内容

- ・25年9月号:センターのごあんない、消費生活学習すごろく
- ・25年11月号:消費者啓発ポスター募集
- ・26年1月号:センターのごあんない、消費生活学習すごろく
- ・26年2月号:オンラインゲームのトラブルに御注意ください

京都市消費生活総合センターからのお知らせ

消費生活学習すごろく

京都市消費生活総合センターのホームページで、小学生高学年・中学生とご家族を対象にした、消費生活学習すごろくを配信しています。当センターのキャラクターであるクーリング・オフマンなどが登場するすごろくを、クイズやイベントなどをクリアしながら進めることで、消費生活に関するさまざまな問題について、楽しく学習することができます。4人までプレイすることができますので、ご家族そろって、ぜひアクセスしてみてください。

アクセス方法 京都市消費生活総合センターホームページ
▶ デジタルコンテンツ をクリック ⇒ ▶ 消費生活学習すごろく をクリック

(PTAしんぶん平成25年9月号に掲載した記事です)